

放射線管理 安全と安心のために



放射線使用施設では漏えい線量の測定が必須です
新しい装置を設置したとき、ならびにその後は6か月を超えない期間ごとに、測定が義務づけられています

放射線による
ほかの患者さまへの影響
近隣の住民のかたへの影響
医療従事者への影響
がない状態を保証することが目的です

弊社はサーベイメーターによる漏えい線量測定等、放射線管理のお手伝いをさせていただきます

測定場所

X線室や透視室、手術室（移動用を含めX線装置を使用する場合）、CT室などの壁の外、扉、監視用窓、敷地の境界、階上、階下、病室などの人が滞在する可能性があるところ。

○医療法施行規則第30条の22では、放射線診療従事者等又は一般公衆の放射線防護を目的として、測定の間所を規定しています。

測定の頻度

診療を開始する前に1回の測定を実施し、6月間を超えないごとに1回（エックス線装置等を固定して取り扱う場合であって取扱いの方法及びしゃへい壁その他しゃへい物の位置が一定している場合）

- ・ エックス線診療室画壁等の外側⇒ 1mSv/週
- ・ 管理区域の境界⇒ 1.3mSv/3月間
- ・ 病院又は診療所内の人が居住する区域⇒ 250 μ Sv/3月間
- ・ 病院又は診療所の敷地の境界⇒ 250 μ Sv/3月間

漏えい線量の測定は、壁・扉・監視用窓など施設の経年変化を調べる目的もあり、サーベイメーターによる線量測定が基本です。（医療監視の対象となります）

お問合せ お見積りは下記までお願いいたします

TSMS

TS 医療サポート

Total Solution Medical Support

〒371-0002 群馬県前橋市江木町907-6

瀬尾 清克

☎ 090-3878-0852

✉ senoo@gk2.so-net.ne.jp

